

[7月13日(月)スタート]市単独コロナ対策支援制度および申請支援窓口の開設について

制度の名称	地域経済持続支援金
制度の内容	国の持続化給付金の対象外で、売上が20%以上50%未満減少した事業者（農業者含む）の事業継続を支援します（1事業者につき1回限り）
支給対象者	次のいずれにも該当するものであること <ul style="list-style-type: none"> ・市内に事業所を有する中小法人等または市内に住所及びその事業所を有する個人事業者等（農業者含む） ・新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、令和2年1月以降のいずれかの月の売上が前年同月（農業者は前年収入額を12で割った平均月額）比で20%以上50%未満減少している者 ・国の持続化給付金の支給対象となる者でないこと ・市税等の滞納がないこと ・事業を営むにあたって、関連する法令および条例等を遵守していること
支給額	一律100,000円 ※ただし、審査の結果左記金額を下回る場合は、対象外となります
申請書類	(1) 地域経済持続支援金申請書兼請求書 (2) 地域経済持続支援金計算書 (3) 対象月の売上高を証明できる直近1期分の決算書または確定申告書の写し等 (4) 令和2年1月以降のいずれかの月の売上高を証明できる書類等 (5) 市税等に滞納のない証明書 (6) 誓約書 (7) その他市長が必要と認める書類 ※HPページよりダウンロードできます（相談窓口および各支所でも配布します）
申請方法	本庁2階相談窓口まで来庁、または郵送 ※3密を避けるため、混雑状況を必ず電話でご確認のうえご来庁ください
お問い合わせ先	新型コロナウイルス事業者向け相談窓口 ☎55-8063（平日9:00～17:00）
制度の名称	持続化給付金等相談窓口の開設
事業内容	国の持続化給付金等を速やかに受給できるように相談窓口を設置します（農業者含む） ※予約制となりますので、必ず電話でご予約のうえご来庁ください
開設場所	本庁2階相談窓口および各支所 ※各支所については随時対応します
ご予約・お問い合わせ先	新型コロナウイルス事業者向け相談窓口 ☎55-8063（平日9:00～17:00）
制度の名称	新型コロナウイルス感染症拡大防止事業協力者支援金
制度の内容	新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、県による緊急事態措置等の要請または協力の依頼に応じて、休業、催物の開催の中止、営業時間の短縮等の協力をした市内の事業所に対して、県の協力金に上乗せして市独自の支援金を支給します
支給額	一律100,000円
支給対象者	市内に主たる事業所または従たる事業所を有する中小企業者等で、茨城県新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金の支給を受けていること。ただし、個人事業主は市内に住所を有すること。
申請書類	(1) 新型コロナウイルス感染症拡大防止事業協力者支援金支給申請兼請求書 (2) 茨城県新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金支給決定通知書の写し ※HPページよりダウンロードできます（相談窓口及び各支所でも配布します）
申請方法	市から県の協力金の交付を受けた事業所へ申請書を送付します。申請書類一式を同封の返信用封筒でご返送ください。 ※県協力金の支給決定を受けているにもかかわらず、市からこの給付金の申請書の送付がない場合にはお問い合わせください。
お問い合わせ先	新型コロナウイルス事業者向け相談窓口 ☎55-8063（平日9:00～17:00）